

(3) 狭義の医療を超えたトータルヘルスケアの取組へ

効果的な疾病予防、健康管理、病気と関わる生活の支援サービスなど、エビデンスベースの多様なヘルスケアサービス（公的保険外）の創出を促進し、国民がより健やかに生活することができる社会（健康長寿社会）の実現が求められる。

